

福井県報

第 2698 号
平成 28 年
2 月 5 日 (金)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目次

告示

- 救急業務に係る医療機関の認定 (三九・福井保健所) …………… 一
○保安林の指定の予定 (四〇・森じり郷) …………… 一
○道路の位置の指定 (四一・丹南土木事務所) …………… 一
○福井県労働委員会の使用者委員および労働者委員の候補者の推薦 (労働政策課) …………… 二
人事委員会規則
※初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (一) …… 四
※福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (一) …………… 四

告示

福井県告示第 39 号

救急病院等を定める省令 (昭和 39 年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項の規定に基づき、消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) 第 2 条第 9 項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 28 年 2 月 5 日	福井県知事	西川 一誠
1 区分	救急病院	
2 名称	藤田記念病院	
3 所在地	福井市宝永 4 丁目 1 番 7 号	
4 認定の有効期間	自 平成 28 年 2 月 1 日	至 平成 31 年 2 月 1 日

福井県告示第 40 号

農林水産大臣から、森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 29 条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第 30 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 28 年 2 月 5 日	福井県知事	西川 一誠
1 保安林子定森林の所在場所	勝山市野向町深谷 2 1 字下枇杷谷 1 5、	

2 1、2 3 から 4 1、4 2 の 1 から 4 2 の 4、5 1 字大平 3 0、3 1、3 5、3 6、3 8 から 5 7、5 9 から 6 1

2 指定の目的
土砂の流出の防備
3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法
・期間および樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第 41 号

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則 (昭和 25 年建設省令第 40 号) 第 10 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 28 年 2 月 5 日

福井県丹南土木事務所長 中村

和弘

1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名

丹生郡越前町梅浦 8 6 - 3 2

株式会社大生

代表取締役 村上 哲

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
丹生郡越前町朝日 5 字柳町 8 番 8	6. 0	5 7. 7

公 告

第 4 2 期福井県労働委員会の使用者委員および労働者委員の任期が、平成 2 8 年 5 月 2 5 日で満了するので、労働組合法（昭和 2 4 年法律第 1 7 4 号。以下「法」という。）第 1 9 条の 1 2 第 3 項および労働組合法施行令（昭和 2 4 年政令第 2 3 1 号）第 2 1 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり第 4 3 期福井県労働委員会の使用者委員および労働者委員の候補者の推薦を求める。

平成 2 8 年 2 月 5 日

福井県知事 西川 一誠

1 推薦団体の資格

(1) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、福井県内のみ組織を有する使用者団体であること。

(2) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、福井県内のみ組織を有し、かつ、法第 2 条および第 5 条第 2 項の規定に適合する労働組合であること。

2 被推薦者の資格

法第 1 9 条の 4 第 1 項に掲げる者でないこと。

3 推薦手続

推薦書（様式第 1 号）および被推薦者の履歴書（様式第 2 号）を提出すること。

労働組合にあっては、法第 2 条および第 5 条第 2 項の規定に適合する旨の福井県労働委員会の証明書を添付すること。

なお、この証明書の交付を受けるために

は日時を要するので、留意すること。

4 推薦書等の提出期限および提出先

(1) 提出期限

平成 2 8 年 3 月 3 日

(2) 提出先

福井市大手 3 丁目 1 7 番 1 号

福井県産業労働部労働政策課

様式第1号

(使用者委員候補者の推薦の場合)

推 薦 書

年 月 日

福井県知事様

所在地
団体名
代表者職氏名
印

労働組合法第19条の12第3項および労働組合法施行令第21条第1項の規定による福井県労働委員会の使用者委員の候補者推薦の求めに応じ、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属する使用者団体の名称および当該団体における地位	所属する会社、事業所および職場の名称ならびに当該会社等における地位	備考

様式第1号

(労働者委員候補者の推薦の場合)

推 薦 書

年 月 日

福井県知事様

所在地
労働組名
代表者職氏名
印

労働組合法第19条の12第3項および労働組合法施行令第21条第1項の規定による福井県労働委員会の労働者委員の候補者推薦の求めに応じ、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属する労働組合の名称および当該労働組合における地位	所属する会社、事業所および職場の名称ならびに当該会社等における地位	備考

様式第2号

履 歴 書

氏名 (ふりがな)	生年月日	所在地	
		年	月
本籍	卒業		
住所	業		
所属団体名	年		
最終学歴	月		
職歴	(年号・年・月)		
労働関係職歴	(年号・年・月)		

人事委員会規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月五日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第一号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十四年福井県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一口の表中

課長級に属する職の職務

- 1 参事官級に属する職の職務
- 2 相当困難な業務を処理する課長級に属する職の職務
- 3 困難な業務を処理する調査官の職務

を

課長級に属する職の職務

- 1 警視をもつて充てる職の職務
- 2 参事官級に属する職の職務
- 3 相当困難な業務を処理する課長級に属する職の職務

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月五日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第二号

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和三十一年福井県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「農林高等学校、農業高等学校」を「福井農林高等学校、坂井高等学校」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第二十六条関係)

へき地学校等

学 校 名	所 在 地	級
福井市国見小学校	福井市鮎川町	一級
福井市国見中学校	福井市鮎川町	
福井市長橋小学校	福井市長橋町	
福井市殿下小学校	福井市風尾町	
福井市殿下中学校	福井市風尾町	
福井市越廼小学校	福井市茶崎町	
福井市越廼中学校	福井市大味町	
大野市和泉小学校	大野市朝日	
大野市和泉中学校	大野市朝日	
越前市坂口小学校	越前市湯谷町	
越前市武生第二中学校坂口分校	越前市湯谷町	
南条郡南越前町立河野小学校	南条郡南越前町甲楽城	
南条郡南越前町立河野中学校	南条郡南越前町甲楽城	
小浜市立中名田小学校	小浜市下田	
大飯郡高浜町立内浦小学校	大飯郡高浜町山中	
大飯郡高浜町立内浦中学校	大飯郡高浜町山中	
大飯郡おおい町立名田庄小学校	大飯郡おおい町名田庄小倉	

大飯郡おおい町立名田庄中学校
大飯郡おおい町名田庄小倉

別表第二中

越前市坂口小学校
越前市武生第二中学校坂口分校

越前市湯谷町
越前市湯谷町

を削る

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

